

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	ヤマト モビリティ & Mfg.株式会社
【英訳名】	YAMATO Mobility & Mfg.Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 鈴木 昭寿
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役管理本部・経営企画室統括 河原畑 宏二
【本店の所在の場所】	埼玉県川越市大字古谷上4274番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役CEO 鈴木昭寿、代表取締役COO 重岡幹生及び専務取締役 河原畑宏二は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目の係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、下記に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼす結果となり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

2026年5月15日に「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を開示いたしましたが、その後、監査法人から減損損失の計上に誤りがあるとの指摘を受けました。

指摘事項の判明が当該事業年度以降であったため、当該事業年度の末日までには是正することができませんでした。当該内容は、財務諸表への影響を与えるものであり、判明後、速やかに訂正し、開示いたしました。

1) 開示すべき重要な不備の内容

減損損失評価プロセスの不備

減損の兆候の誤り

固定資産について外部環境（市場価格・競争環境等）及び内部環境（収益性・事業計画等）の変化並びに資産の稼働状況や個別事象を総合的に検討し、每期必要に応じて減損の兆候の有無を判定しておりましたが、対象資産について期中における減損兆候の検討及び評価が十分に実施されておらず、減損の兆候に関する判断に誤りが生じました。

キャッシュ・フロー（機械の売却可能額）の観点から

減損損失の測定に用いる回収可能価額の算定において、将来キャッシュ・フローの前提となる事業計画及び機械設備の売却可能価額について、客観的根拠に基づく妥当性の検証が十分に行われておらず、回収可能額の算定に誤りが生じました。

減損額の配分の誤り

算定された減損損失額を各固定資産へ配分するプロセスにおいて、計算結果の検証及び評価に関する統制が十分に機能しておらず、減損損失額の資産別配分に誤りが生じました。

これらの不備は、減損損失の認識及び測定に係る統制並びにその評価プロセスが十分に機能していなかったことに起因するものであります。

当社といたしましては、財務諸表に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止に向けて、以下の改善策を講じ適切な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

2) 開示すべき重要な不備の是正方針

経理決算担当者への教育強化

担当者の力量・専門知識向上を図るため、減損会計をはじめとする「見積を伴う複雑な会計基準」に関する外部講習の受講の促進します

外部専門家の活用

今後決算において、見積判断が必要な場合、適宜外部専門家の指導・助言を受ける体制を整備し、作成並びに検証評価プロセスの改訂を行います。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。